

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂城町長 山 村 弘

市町村名 (市町村コード)	坂城町 (205214)
地域名 (地域内農業集落名)	村上地区 (上五明・網掛・上平・小網・月見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

■現状

千曲川沿線の平坦地は水田地帯となっており水稻に加え、水田を活用して麦、大豆、サツマイモなどが栽培されるほか、露地野菜・施設野菜の栽培も行われている。また、一部の農家ではバラ、トルコギキョウなどの花卉栽培が行われるほか、山手の農地では、水稻・露地野菜・果樹栽培など多様な農業が営まれている。

■課題

後継者や担い手が不足していることや、山手の農地では経営面積が小規模・不整形であることから生産コストを低減できず、収益性を高めることが難しい。また、水田を中心に地域の担い手に集積は進んでいるものの、農地の集約化が図られていないこと及び当該担い手にも負荷が掛かっており、新たな担い手を確保することが喫緊の課題である。また、野生鳥獣による農業被害や温暖化に伴う気候の変化により、一部の農地では農産物の品質・収量の低下が認められる。

■基礎データ（2020年農林業センサスより）

総農家数 241戸（販売農家数 58戸／自給的農家数 183戸）

農地面積 142.5ha（田 77.5ha／畑 65.0ha）

基幹的農業従事者数 66人（65歳未満 17人／65歳以上 49人） 同平均年齢69.8歳

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手や後継者の確保と合わせて、（公財）長野県農業開発公社による農地の集積化・集約化を推進し、生産の合理化・生産コストの低減を図るとともに、付加価値の高い農産物の生産や高温耐性に優れた品種や品目への転換を検討していくにより、安定した収量の確保及び収益性の高い農業経営を目指す。

行政や農業関係機関は、担い手を中心とする農家と連携して、地域農産物のPR、新たな販路の開拓や地域農産物のブランド化を推進し、農家所得の向上が図られるよう支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針 担い手に農地を集積・集約する。
（２）農地中間管理機構の活用方針 耕作者不在農地は、原則として（公財）長野県農業開発公社に貸し付けを行う。
（３）基盤整備事業への取組方針 担い手と農地所有者の意向のほか、財政状況等も総合的に勘案して基盤整備事業導入の検討を行う。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針 農業関係機関と連携して担い手の確保に取り組む。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業支援サービス事業者等がないため、活用方針なし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】